官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔条　約〕
○平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定（二）　二
〔告　示〕
○平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の効力発生に関する件（外務二七〇）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定（条約第二号）（外務省）

この協定は、日米間の宇宙協力の迅速かつ効率的な調整を可能とするため、日米間の個別の宇宙協力を行う際の基本事項について包括的に定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定が適用される共同活動の分野及び協力の形態について規定するとともに、この協定に基づく全ての活動は、国際法を含む適用される全ての法令に従って行うこと等を規定している。（第一条関係）

2　この協定における「貢献者」、「関係者」等の定義を規定している。（第二条関係）

3　共同活動の特定の条件については、この協定に基づく実施機関間の実施取決めで定めることを規定している。また、日本国政府及びアメリカ合衆国政府の実施機関を指定している。（第三条関係）

4　この協定の実施のために必要な物品及びソフトウェアの輸出入に係る税の免除を確保すること並びに当該物品及びソフトウェアの輸出入に係る手数料の免除を容易にするよう妥当な努力を払うこと等について規定している。（第五条関係）

5　共同活動の実施に必要な物品及び技術データの移転について規定している。また、共同活動の実施における発明及び共同活動から生ずる著作物の知的財産権の保護等について規定している。（第八条及び第九条関係）

6　この協定に基づく各当事国政府の活動に関する広報について規定している。また、共同活動によって得られる科学的なデータの共有について規定している。（第一〇条及び第一一条関係）

7　損害に関する責任の相互放棄が適用される範囲及びその制限、代位請求の際の責任放棄の仕組み等について規定している。（第一二条関係）

8　宇宙物体の登録の在り方、宇宙物体及びその乗員並びに宇宙空間にある自国民に対する管轄権の保持等について規定している。（第一三条関係）

9　共同活動への惑星保護措置の適用、軌道上デブリの低減のための計画の作成、歴史的又は科学的な価値を有する月の地点の保全等について規定している。（第一四条～第一六条関係）

10　共同活動の実施に関する問題が生じた場合の解決等について規定している。（第一七条関係）

11　この協定の改正、効力発生及び終了について規定している。（第一九条～第二一条関係）